

3世高福第775号
令和3年10月1日

各介護サービス事業所・施設管理者様

世田谷区高齢福祉部長
長岡 光春

緊急事態宣言解除を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
また、令和3年8月20日付3世高福第593号「緊急事態宣言延長を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」にて依頼した対応にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和3年9月30日をもって緊急事態宣言が解除されましたが、東京都において新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のための「リバウンド防止措置」が本日より出されたこと等を踏まえ、区では引き続き徹底した感染防止対策等を講じることとしています。

つきましては、介護サービス事業所・施設におかれましても、下記の通り感染防止対策等を継続していただくようお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言解除を踏まえた対応について 施設等の運営にあたっては、感染防止対策の徹底をお願いします。

2 感染防止対策の徹底について

各事業所におかれましては、感染防止対策を徹底の上、サービス提供をいただいているところですが、改めて以下の内容につきましてご確認ください。

新型コロナウイルス関連の介護事業所向けの情報については、区ホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」（下記四角囲みの【世田谷区ホームページ】）で周知しております。「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」や「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」等の資料を掲載し、内容について随時更新していますので、情報をご確認のうえ、ワクチンを接種した方も含め職員・利用者の検温、消毒及び換気などの感染防止策の再確認・徹底をお願いします。また、感染拡大防止対策として、利用者ごとの担当職員を固定するなど人員配置に対して配慮を行う、職員同士の休憩時間や更衣室等での接触を極力避けるなどの取り組みも効果的であると考えております。

下記の区ホームページでは、感染対策研修の動画配信のご案内も掲載しています。対策には基本的な知識が大変重要です。職員や施設関係者など多くの方の視聴、活用を図っていただければ幸いです。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ
目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒
介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>

3 感染防止対策の継続支援について

厚生労働省より介護保険最新情報 Vol. 1011（令和3年9月28日）にて「感染防止対策の継続支援」の介護サービス事業所等への周知依頼がありました。

本通知では、介護サービス事業所・施設における感染症対策について、令和3年10月1日から12月31日までのかかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続することが示されております。また、感染防止対策の継続にかかる領収書を保存いただくよう依頼もありますのでご対応よろしくをお願いいたします。

詳細は追って示される予定とのことですが現時点の情報につきましては、介護保険最新情報 Vol. 1011 をご確認ください。

なお、介護保険最新情報については、以下のWAMNET（ワムネット）で閲覧が可能です。

【WAMNET（ワムネット）】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo>